

災害対策基本法の改定に伴う県地域防災計画の修正について

1 概要

令和元年東日本台風では、避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、避難勧告で避難しない人が多い中で警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置付けられ、分かりにくいとの課題が顕在化した。

このため、国は令和3年5月に災害対策基本法を改正し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示について「避難指示」に一本化するなど、避難情報を改善した。この法改正を踏まえ、これまでのガイドラインを見直し、「避難情報に関するガイドライン」として改定したことから、県地域防災計画に必要な修正を加える。

2 主な修正内容

- ・ 避難情報の変更に伴う記載の変更

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	緊急安全確保	←	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	避難指示	←	・ 避難指示（緊急） ・ 避難勧告
3	高齢者等避難	←	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)		早期注意情報 (気象庁)

【全災害対策編共通】

3 修正手続き（案）

- 県地域防災計画の修正は、県防災会議において決定（災害対策基本法第40条）
- 今回の修正は、新たな避難情報に関する災害対策基本法の改正に伴う軽微な修正であり、風水害が発生しやすい時期を前に早急に対応する必要があることから、県防災会議会長（知事）の専決処分により行うこととしたい。

※ 専決処分を行った場合は、県防災会議への報告（又は委員への通知）が必要。

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない当の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではない
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミング